

令和3年3月4日

# 根本正顕彰会会報 第96号

発行者 根本正顕彰会

「踏まれても根強く忍べ路芝のやがて花咲く春をこそ待て」

## 目次

- 1 巻頭言「1年を振り返り新しい年度に向かって」  
会長 増子輝雄 1頁
- 2 第2回公開講座「国会の中の根本正 パートII」(報告)  
— 根本正と気象災害 — (附:資料)  
(講師 副会長 横地富子 事務局 2頁
- 3 「根本正と水戸藩士服部潤次郎」 理事 仲田昭一 14頁
- 編集後記 副会長 横地富子 20頁

## 【お知らせ】(予告)

### 1 令和3年度根本正顕彰会総会並びに公開講演会

(1) 日時 令和3年5月16日(日)

13:30 ~ 16:00

(2) 会場 那珂市中央公民館 2F 講座室

### 公開講演会

(1) 講師 外部講師 を予定

(2) 演題 「青少年健全育成関連」(予定)

### 2 第1回公開講座

(1) 日時 令和2年6月20日(日) 13:30~15:30

(2) 会場 那珂市中央公民館 2階 講座室(予定)

(3) 講師 仲田昭一理事

(4) 演題 「根本正の教育への情熱」

# 1年を振り返り

## 新しい年度に向かって

根本 正顕彰会

会長 増子輝雄

世界で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、日常生活において感染防止対策と、変わり行く社会経済活動などに多大の影響を及ぼし、未曾有の危機に直面する状況が続いているところであります。

我が国に初めて感染者が確認されたのが約1年前の昨年1月15日であった。そして令和3年1月15日までの1年間で見た場合、全国の感染者は35万人を超え、死亡者も4,500人を超えてしまった。1年間のうちにこれほど拡大するとは想像もできなかったところである。その後も感染者・死亡者とも依然として増え続けている。

根本 正顕彰会としましても感染拡大防止の観点から、今年度は諸事業の一部中止等をとらざるを得ない状況となってしまいました。会員皆様のご要望に応えられないことに直面し誠に残念であります。この事態に対し深いご理解をいただきあらためて厚く感謝申し上げます。

一方、この1年間を振り返って見ると、新たなコロナウイルスは今まで経験したことのない人々の生活を一変させ、日常生活スタイルの変化、営業自粛などによる経済活動の停滞、人々の移動の制約、各種行事の中止等歴史に深く刻まれる事態となってしまいました。

一つの例として、根本 正が国会議員としての政策の中で最重点として取り組んだ教育政策の教育現場において、従来の黒板を使って教師が講義し、ノートを取りながら生徒たちが学ぶ対面式教室の風景に、オンラインを含むITC（情報通信技術）が進展するなど大きく変化してきていることなどです。

さて、コロナ感染症が依然として収束されない状況にあります。頼みのワクチン接種も外国を含め我が国でも始まったばかりであり、一刻も早い効果が期待されるところであります。

顕彰会としては新年度に向かってしっかりとした会務運営に努めなければなりません。令和3年の今年「根本 正生誕170周年」の節目の年にあたります。この機会に一つの区切りとして記念事業の企画も含め、現下の社会情勢をふまえながら検討していきたいと思っております。

大変厳しい状況下ではありますが、会員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 令和2年度第2回公開講座（報告）

- 1 日 時 令和3年2月21日（日） 13:30～15:00
- 2 会 場 那珂市中央公民館 2階 講座室 28名
- 3 講 師 横地富子副会長
- 4 テーマ 「国会の中の根本正 パートⅡ」 — 根本正と気象災害 —
- 5 内 容



コロナ禍の中大勢の参加者が関心を寄せられた。増子会長の感謝のあいさつの後、横地富子副会長が、根本正が明治36年の「災害地地租免除に関する法律案委員会」の委員長として災害対策に取り組んだ活動・活躍を「国会議事録」を抄出して具体的に紹介された。

1 根本正が代議士として活動した中で、特に明治期に絞った内容である。前提として明治29年、40年、43年の三大水害および同時期の久慈川・那珂川の水害を紹介した。明治43年の久慈川・那珂川の水害に対しては、明治天皇はお見舞いとして侍従を派遣され、44年には御内帑からの見舞い金を贈られるほどであった。大正以降昭和に至っても、那珂川・久慈川では頻繁に洪水が起きている。対策が迫いつかないのが現状である。

2 明治維新後の災害について、どのような救済策がとられたか、国会の論戦は

- ① 地租は安定的財源確保のために設けられたものである。
- ② 加えて備荒貯蓄法を制定していたが明治32年には廃止されている。
- ③ 地租条例などにより、地租免除あるいは地租納入延期の策がとられていた。

論点 貴族院は水害の度に臨時法を制定しての地租免除は、安定財源確保の地租制定趣旨に反する。

勅令は被災地に対しては地租の延納を認めている。「延納」を基本とすべきである。

根本委員長

貴族院では、水害以外の一般災害に付いても地租免除法を設けるのは宜しくないというが、虫害・風害・霜害・雹害その他の自然災害に対しても公平に救済すべきである。最も急務な法案であることをよく認識して本日採決せられたいと迫った。

※ 地租免除・延納とも、救済の度合いの問題ではあるが、国家財政の問題もあるが国民の生活安定を重要な前提としているか否かが分かれ目であった。

この論戦は気象・自然災害が中心であったが、今日新型コロナウイルス感染症問題もあって「救済」「対策」は共通の問題であった。国会議員は如何なる姿勢を以てその職務の遂行にあたるべきか、また国民としてはどのようにあるべきかなど、参加者の皆さんは大いに関心を寄せられたことであった。

#### <参加者の声>



① 明治時代には日清・日露の大戦争があったが、このような大きな自然災害の中で戦われたことに驚く。当時の国家・国民の苦難には察するに余りある。

② 今日においても水害等が止まない。対策はどのような見識のもとに行われているのか疑問である。

「自然は人間の英知をもってしても克服できない」（「山に登るのではなく、登らせてもらうの姿勢が大切」）自然への畏敬の念、自然と共に歩む共生の姿勢が必要であろう。築堤術など工学的な面からだけでは災害は防ぎきれないことを前提として、防災対策事業に努め生活をしていく覚悟が必要である。

③ 根本正と今日の政治家との違いは何だろうか。現在は選挙区中心の政治家が多い。根本正は「平等」の実現のために奔走したというが、この災害救済対策から見ると地域の利権中心であった感じがする。

政治家には、地域への視点と国家的視点が必要である。根本正は、国家的・国際的視野に立って防災のための高層気象観測所設置に尽力した。やはり広角的思考をもった政治家であったといえよう。

④ 根本正には、利根川の水害対策は多く見られるが、久慈川の対策には出て来ない。自分の選挙区であったはずである。この辺りは、さらに資料を求め研究する必要がある。

※ 地震が示すように、地球は常に活動している。気象も刻々と変化している。

「想定外」ではなく、「想定」を厳しくし、人間の英知・先進技術を伸ばしながら、自然への「畏敬の念」を湛えつつ、災害に供える覚悟が求められている。

・ ・ 根本正と気象災害 ・ ・

明治時代の気象災害の歴史

明治三大水害

明治 29 年	(1896) 9 月の台風 ・ ・ 関東 ・ 東海 ・ 近畿 ・ 四国地方で死者 1250 名、建物流失損壊 73 万棟、堤防破損 4500Km、橋梁流失破損 8.9 万か所 利根川流域では、浸水面積 81700ha、流失家屋 2796 棟、全壊家屋 2121 棟
明治 40 年	(1907) 8 月台風性豪雨 ・ ・ 関東 ・ 中部地方特に山梨県に大水害発生。死者行方不明 233 名、流失家屋 4500 戸、山崩れ 3353 か所、堤防決壊破損か所 140Km 利根川浸水面積 78000ha、霞ヶ浦も氾濫
明治 43 年	(1910) 8 月梅雨前線と 2 つの台風 ・ ・ 全国死者行方不明者 2497 名、流失家屋 3832 戸、全壊家屋 2765 戸、決壊 7063 か所、山崩れ 18799 か所。 利根川堤防が破堤、氾濫。江戸川 ・ 荒川も氾濫し東京が大氾濫

久慈川 ・ 那珂川の水害

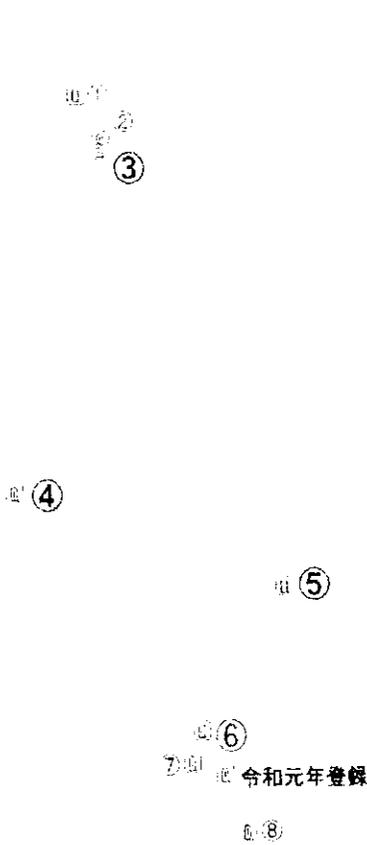
明治 23 年 (1890)	8 月の洪水 ・ ・ 久慈川と里川、茂宮川が氾濫し大洪水にみまわれる。 死者 500 人余、家屋流失 1,800 戸、浸水家屋 10,000 戸 那珂川水位 6m、川筋は一面溢水
明治 35 年 (1902)	9 月の洪水 ・ ・ 台風が最大瞬間風速 34m、久慈川流域に大風水害 那珂川水位 6.24m、水戸全壊 89 戸、半壊 67 戸
明治 43 年 (1910)	3 月の暴風雪 ・ ・ 千葉 ・ 茨城沖を突然の暴風雪でマグロ漁の漁師が多数の犠牲者が出る 湊 ・ 平磯の漁船が巻き込まれ 1000 人近い死者行方不明者が出る
同年	8 月の 2 つの台風 ・ ・ 久慈川額田村 ・ 村松 ・ 幸久村 7m から 8.5m の増水 ・ 氾濫 ・ 堤防決壊。郡戸村新地 ・ 里川 ・ 西小沢村 ・ 東小沢村堤防決壊し一面泥海に浸る 那珂川青柳の水位 7m、水戸浸水 688 戸、枝川浸水 66 戸、家屋流失 3 戸
明治 44 年 (1911)	7 月の台風 ・ ・ 瓜連村久慈川 100m 決壊、幸久村推移 6~7m 水位堤防決壊、機初村は集落水没。 那珂川千波湖氾濫
以後大正 2 ・ 3 ・ 6 ・ 9 ・ 10 ・ 11 年、昭和 3 ・ 4 ・ 5 ・ 7 ・ 9 ・ 10 ・ 13 年にかけて那珂川 ・ 久慈川では頻繁に洪水が起きている	



台風一過の久慈川



明治 43 年の利根川洪水 笠原市



③可恐(おそるべし)  
(茨城県大子町)



明治23年(1890)8月7日、久慈川は未曾有の大洪水に見舞われ、河川の水位は平時と比べて約6m増水した。この地域では、田畑約3haが流された。旧大子村の被害は溺死者4名、流失家屋13棟、浸水家屋250戸余を数え、町家の大半が浸水した。碑は建立時より高い位置に移設されている。

④築堤記念碑  
(茨城県常陸大宮市)



昭和13年(1938)8月1日と昭和16年(1941)7月22日の豪雨では、天明年間以来の大洪水が発生した。水位は8mに及び、野口地区は濁流に襲われ、耕地は20haが流され、家屋は約30棟が浸水し、被災者は約200名に及んだ。

⑤久慈川改修記念碑  
(茨城県常陸太田市)



久慈川では明治以降昭和20年代まで34回もの大洪水や風水害の記録がある。豪雨に襲われると河川は幾度も氾濫、山前れを襲撃し、あるいは堤防を決壊して、たびたび人命を奪った。碑には天明6年(1786)以降、アイオン台風(昭和23年(1948))に至る洪水被害の歴史とともに、河川改修整備の経緯が記されている。

⑥洪水記念  
(茨城県水戸市)



昭和13年(1938)は那珂川の氾濫により3ヶ月の間に3回の洪水が発生し、県下では庄や道路の崩落、橋や家屋の流失、耕地の埋没などの大被害が発生し、この村も大きな被害を被った。特に9月1日の氾濫では上流側の栃木県の降水量が多かったため濁流となり、流域各地は氾濫となった。天災は避れる事はできないが、人の力が及ぶ範囲は努力しなければならない。

その他の災害

明治 24 年 10 月	濃尾震災 (愛知・岐阜県)
明治 26 年	風蝗災 (佐賀県)
明治 27 年 10 月	庄内震災
明治 29 年 8 月	陸羽震災 (秋田)
明治 30 年 7~10 月	新潟水害
明治 31 年 8~10 月	山梨県、関東、北海道に台風被害
明治 35 年 7~9 月	北日本の大冷害 (明治凶作群 M38・M39・大正 2 年まで) 九州・中国・中部地方・東京台風被害
明治 38 年 8~9 月	北九州台風被害

維新後の災害による地租免除・救済に関する法律 (概要)

○明治 6 年 7 月 地租改正法 年貢 (物納) から地価の 3% の金納に改正

原則として豊作凶作に関わらず地租の増減はない

地租の減免は天災により土地が耕作不適地になった場合は復旧までは免税か無税とした

○明治 13 年 6 月 備荒貯蓄法 被災農民救済に備え事前に基金として積立てて準備しておく

被災者の救済と税の減免・延納という総合的な共済制度

凶作のために生活必需品の支給や地租の補助又は貸与する社会保障制度の

一環。今でいう災害救助法や農業共済制度（明治32年廃止）

- 明治 17 年 3 月 地租条例新設（明治 6 年の地租改正条例を改めたもの）「荒地免租」で災害に  
対応免租期間は被害を受けた年から原則 10 年を限度とした
- 明治 34 年 4 月 「水害地方田畑地租免除に関する法律」（「明治 34 年第 27 号」）水害で収  
穫皆無となった田畑の地租免除を認める法律が制定され、特別立法を待たずに  
罹災後 30 日以内に免除申請が出来るようになる。
- 明治 35 年 北日本の大冷害のため凶作が酷く、同年 17 議会に「災害地地租延納法案」  
（政府案）を提出も議会が解散し審議せず。
- 明治 36 年 2 月 勅令第 8 号「災害地地租延納に関する件」が公布され明治 35 年以降の  
震災・虫害・雹害の地租の免除ではなく 3 年以内の地租延納が出来ることにな  
る。又施工前 1 年以内（明治 35 年分）に限り水害、虫害、風害、干害の罹災  
した田畑にも準用する。

### 根本正の国会の中での水害・災害に関する活躍

○明治 36 年 5 月 第 18 回議会「災害地地租免除に関する法律案」（木村半兵衛他提出）、「災  
害地地租免除に関する法律案」（矢島中他提出）と、「明治 34 年第 27 号中改正法律案」  
（内山吉太提出）の三案を 1 つとして「災害地地租免除に関する法律案」として審議

明治 36 年 5 月 18 日災害地地租免除に関する法律案委員会 委員長に根本正 就任



政府委員若槻礼次郎



・ ・ 地租改正当時(M17 年地租条例)に於ては数年の収穫  
を平均して之を標準とし地価を定めまして年々の豊凶に  
依て地租の増減をせぬという方針を取ったのでございま  
す夫れは地租条例の明文に書いてある所でも明瞭であろうと存じますそれで地租条例に  
依て免除せられる場合は地形の変更した場合に限るものでございまして地形の変更がな  
く唯収穫のとれんと云う場合は旧備荒貯蓄法に於て地租の補助又は貸与を受けることが  
出来る様になって居るのでございます然るに備荒貯蓄法が廃止せられましたのに依て 29  
年の水害以来、年々特別法を設けて一時地租を免除することになって居りました併しな  
がら水害に就てそう度々臨時法を設けて特別処分をすることは実際に於て不良の結果を  
生じまするので又予期せられない多額の免租することがあるのでございます 夫れ故に  
寧ろ永久の法律を作つてそう云う場合に適用したら宜しかろうと云うことで一昨年 27 号  
の法律を制定してある次第でございまして夫れに付て本院に於て水害以外の災害に付ても  
同様のものを作ると云う考で既に法律案を可決せられましたが貴族院に於ては一般の災  
害に付き免租法を設くることは宜しくないと否決せられた故に夫等の意見も参酌し地  
租条例の方針も考えて此の如き場合に最も適當する救済方法は備荒貯蓄法の定めまし  
た様なものが最も宜しかろうと云う見込で延納法案を 17 議会に発案した次第でございま

す・東北地方では何等かの救済方法を必要として議会開会まで待つことが出来ぬと云う有様で茲に提出せられた案を其儘勅令として緊急施行した次第でございます」

根本正・「今日の問題は災害地地租免除と云う事であるがこれは固より栃木茨城地方一般にご承知の通りの損害を来して居るのでございますが夫れに付いて知事の上申かあるいは見解の決議したこともあらうかと思ひますから直接でなくとも損失をして居る細かな事情を御述べになったら委員の参考にならうと思ひます」



政府委員吉原三郎・「天災の為に被った損害は府県知事から報告になって

居るが此事は私の主幹ではないので・別に書類も何も持って居らんのでございます 災害に就ては随分積極的に損害を被ったものの報告も来て居りますが水のために家が潰れた、学校が倒れたと云うようなことは大きいことでなかなか難しうございますが先ず大体の上からは斯うであると云う事は鑑定を着けた積りでございます併し細かいことになると各々見る人に依て違ふので正確なお話が出来ませんのでございますが併し水害の一番酷いのは茨城栃木福島千葉群馬夫れから東北宮城と云うような所で夫れから青森で飛んで富山が天災のために損害を受けて居る是が主なる部分で県知事から色々のことを云うて来て居るものもございませうが随分中には実行の出来ない様なものもございませう」

平島松尾・「大蔵省の人のお話より私は尚一層事情の著しいのがあろう

と考えますのは随分茨城県などでは並木が根こそぎにされて片っ端から倒れて居るようなことございましてなかなか5年3年の平均ものではなく非常なる被害である 何か是はお調べになって大体の統計だけでも宜しうございませうから至急に賜りとうございませう」



政府委員吉原三郎・「夫れでは表にして上げることに致しましょう、夫れから救済のことに付ては大体の上から云うと政府は被害の人民には自活の途を与えることを主として居りますので町村県に自活の途を立てさして例えば薪炭の材の如きものは被害民に限って特別安価にするとか又人夫必要の場合には成るべくそう云う方向から傭入れると云うように総て収入の方も支出の方も便利を図って成るべく被害人民の為に利益になるようにやりつつあるのでございまして徒にも物をやると云う事をせずして自活の途を立ててやると云う方針でございます」



災害地地租免除に関する法律案委員会 (5月27日 委員長根本正)

榊原経武・「私は三案を折衷して修正説を提出いたします第一項の府県

又は数府県の全部又は一部に亘れる云々とあるのを「一府県又は数府県及び北海道」と修正いたします夫れから第二項に於て罹災後六十日以内と三十日以内と二つあるが段々聞いて見ますると是は三十日以内が相当であると思ひますから是は三十日以内とする 夫れから不測の所で一項は同じ文章であるから是は宜しい 夫れから第二項は「明治三十四年法律第二十七号は本法施行の日より之を廃止す」とする意見を提出いたします」

政府委員若槻礼次郎・・・「決議になる前にちょっと一応申上げておきます。ご修正になった法案に依りますると結局水害以外の災害即ち天候不良と云うようなことの為に被害に遭った場合は免租する様な精神であろうと思っておりますが是は即ち勅令を出しました時に少し申し上げたが災害の場合収穫のない時には是が救済方法として結局は延納を許すと云う事であったのであります 是は二十年来其方法に依って居ったのであります 兎に角二十年間は夫れで平穩に事実救済されて居ったのであります 夫れで地租延納を許して是で以て十分救済の途が立つということで現に執行して居るのでございます 夫れで此上水害の上に免除を執行する必要はないと思っておりますので免租の如き法律を御作りにならぬことを希望します」

上埜安太郎・・・「榊原君に賛成」 （「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり）

根本正・・・「ご異議がなければご同意と認めます」



上埜安太郎・・・私は希望を述べて置きます 何うか此案は極く緊急の案でございますから何うか委員長に於て成るだけ此案の通過する様にお取扱いを願いたい 夫れで成るべくならば是非二読会三読会を省略して直ちに即決せられんことを委員長からご報告を願います」

根本正・・・承知いたしました今日にも取扱う様に致しましょう 夫れでは今日は閉会いたします

#### 本会議 (M36.5.28) 第一読会

根本正・・・「・・・三案が一つとなりまして、其表題を「災害地地租免除に関する法律案」と改めて、委員会は満場一致を以て可決致しました。その理由を聊か申し述べます。現行の「田畑地租免除の法律」と云うものは単に水害のみでありましたけれども、其れでは蟲害、風害、霜害、雹害、其他天災に就いての害を受けた処の田畑より、地租を取らぬではならぬと云うような、誠に不公平なる法律であります、故に此の度は「災害又は天候不順に因り府県及び北海道の全部若くは一部に互り収穫皆無に歸したる田畑の地租は其年分に限り之を免除す」二に「前項に依り免租の処分を受けむとする者は罹災後 30 日以内に其の事実を証明し主務官庁に出願すべし」「本法に依り免除したる地租は法律上総ての納税資格中より控除せず」附則「本法の規定は之を本法施行前一年間に災害を被りたる田畑に準用す但し出願期間は本法施行の日より 30 日以内とす」「明治 34 年法律第 27 号は本法施行の日より之を廃止す」斯う云う法律になります・・・殊更に議論がございましたのは、此皆無と云う文字に就いて委員の内にもいろいろ質問もありましたけれど、大蔵省の政府委員の答えに依りますれば、皆無と云うものは、災害のあった時分其主作—主なる作がなかったならば即ちそれが皆無となって、其外の小さな、即ち後の付き物の作が取れたのは、やはり是は皆無のうちに這入る、併しながら田の如く一作のもの時分には、即ち是は皆無は皆無であつて、その区別を付ける事は、余程むつかしいことであつて、是は其地方の即ち収税者と云うものが、それぞれその判断に依つてすると云うので、別段内訓と云うものもしないと云う訳であります、斯の如く其皆無の文字に付きましては色々議論もあつてはけれど、兎に角一般の害を蒙った所は、独り水害のみならず、総て天候のために害を蒙った所のもは、免除すると云う法案であります、是は最も急務なる案でありますからして、今日ご採決あらんことを望みます」



とが、実際の事情の許さないと云うことがありましたがために、緊急勅令を以て延納の規定を設けて、実行致しました次第でございます、現に其緊急勅令を議会に提出して承諾を求めてある次第でありますから、若し緊急勅令を御承諾に相成って法律の力を有しますると、斯う云う場合に処する救済方法は、十分成立するのでございます、それ故に免租法と云うような、地租条例改正方針に反する様な事柄は、どうかご賛成なく、勅令に対して御承諾あらんことを、希望いたします」

第二読会に於て「本法に抛り被害調査中は地租の徴収を猶予す」「災害又は天候不順に因り收穫皆無なる田畑に準用す」を加えて第三読会で決議され貴族院に回付される。

明治 36 年 6 月 4 日衆議院本会議

恆松隆慶・・「衆議院の方の提出案は貴族院で災害地租免租に関する法律案

と云うものが修正して回付になったのでございます、是は免租と云うやつを貴族院では飛んでもない、是を延納と云うことになったのでござますが、併しながらこの場合でございますから早く日程を変更して是はやむを得ず同意とか何とか致さねばならぬと思ひます・・」



藤澤幾之輔



・・「賛成の意見を簡単に述べます、貴族院回付の修正意見に對しましては到底満足を表することが出来ませぬ、併しながら貴族院は最早散会を告げられた趣であります、今是を否決

致しまして、両院の協議会を開くということは、なかなか容易のことではない、然らば結局是を如何に致すかと云いますれば、勿論此案に致しまして通過致しませぬければ、本院は先に已に勅令第 8 号に對しまして、承諾を与えざることに決議致しました、そう致しますれば、地租の免除を受けんとして受けることは能わず、尚折角与えられて居った三か年延納の利益を合わせて失うと云うような結果に立至るのであります、故に不満足ではありますけれども、此案を通過致させませぬければ、利益を図って却って害を与うると云うことに帰着致しますから、吾々は本案に對して賛成を致します積りであります、勿論承諾を与えざることに決意致しました勅令第 8 号に比較致しますれば、彼の勅令は 3 か年だけ延納を許可すると云うことであります、本案に依りますると、10 か年の延納を許すものでありますから、此点に於て大に勝る所がある、又もう 1 箇条を勅令に依りますると云うと、無資産の者に限って、即ち無資力者に限って延納の許可を受くことが出来ることになって居りますが、凡そ地租—土地を持って居る者が例えば天災若くは気候の不順に依りまして、一時收穫がなかつた致しましても、直に是を以て無資力者と見ると云うようなことは出来ない、無資力と云う事実が始めて延納の許可を受けることが出来ると致しますれば、名義だけ延納の許可を受けるけれども、実際に於て容易に其許可を受けることが出来ないと云うことがありますけれども、本案に依りますと云うと、無資力に限ると云うような修正はない、故に此点に於きましても、亦彼の第 8 号勅令に比較致しますれば、大に勝る所があると信ずるのであります、故に不満足ながら此修正の賛成を致します」

(「異議なし異議なし」又は「已むを得ず貴族院修正に賛成」又は「採決」と呼ぶ者あり)

副議長杉田定一



・ ・ 貴族院の修正に御同意の御方は起立を願います  
(起立者多数)

副議長杉田定一 ・ ・ 大多数—同意に決します

○明治 36 年 6 月 16 日「災害地地租延納に関する法律」が公布

※ 水害のみは「水害地方田畑地租免除に関する法律」によって地租免除、その他の災害は「災害地地租延納に関する法律」により地租延納と 2 本立てとなる

○大正 3 年 2 月「災害地地租免除法」公布

「水害地方田畑地租免除に関する法律」と「災害地地租延納に関する法律」を地租免除に統一する法律となった

## その他の根本正の災害関係の発言

明治 41 年 2 月 治水事業費繰延復活に関する建議案委員会 (第 24 回帝国議会)

明治 41~43 年度の治水事業予算定額 300 万円を国庫の都合で 50 万円ずつを繰延べ、44~46 年度はその分増額する政府の計画に対し 40 年 8 月の利根川沿岸の水害を視察し河川工事の予算復活について発言

明治 41 年 2 月 請願委員会第 7 分科会議 (第 24 回帝国議会)

明治 40 年 8 月の利根川の水害 (稲敷郡・北相馬郡) に対し応急工事と河川改修の速成について発言し採択される。

明治 44 年 1 月 請願委員会第 1 分科会議 (第 27 回帝国議会)

明治 43 年の利根川沿岸の田畑が水害に遇い夏作と冬作のどちらかが収穫されどどちらかが収穫が出来ない場合は収穫皆無として地租を免除の請願が地域の農民から出されているのを後押ししたが却下される。

明治 43 年 3 月 第 26 回帝国議会に高層気象観測に関する質問主意書を提出

明治 44 年から大正 3 年 第 27 回・第 28 回・第 30 回・第 31 回帝国議会に「高層気象観測に関する建議案」を提出し、いずれの回でも決議される。

高層気象台は大正 9 年に設置される。

おわりに

○明治時代は、近年に劣らず災害が多く又現在ほどには治水・災害対策等が未整備だった時代である。各地の度重なる災害発生、甚大化する被害の中、財政難の政府側に立つ貴族院、被災民側に立つ衆議院、財源確保と災害から国民をいかに守るか災害対策・救済の間で攻防した様子が見える。

自然災害ばかりでなく人為災害の多い現在の日本はこれらの歴史から学ぶべきものが多い。

明治三十四年四月十二日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文  
大藏大臣子爵野村浩将

法律第二十號

一府縣又ハ數府縣ノ全部若ハ一部ニ互  
ニル水害ニ因リ收穫皆無ニ歸シタル田  
畑ノ地租ハ其ノ年分ニ限リ之ヲ免除ス  
前項ニ依リ免租ノ處分ヲ受ケムトスル  
者ハ罹災後三十日内ニ主務官廳ニ申出  
ツル此ノ期間内ニ申出テサル者ハ免  
租ノ處分ヲ受ケルコトヲ得ス  
附則  
本法ノ規定ハ之ヲ本法施行前一年間ニ

水害蟲害風害又ハ旱害ヲ被リタル田畑  
ニ準用ス但シ申出期間ハ本法施行ノ日  
ヨリ起算ス

勅令第8号

第一條 災害又ハ天候ノ不順ニ因リ府  
 縣ノ全部若ハ一部ニ直リ田畑ノ收穫  
 皆無ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ地租  
 納付ハ、千者ニシテ所轄稅務署ニ於  
 テ納税ノ資力トシト認めタルトキハ  
 本令ニ依リ三年以内ノ期間ヲ以テ年  
 別延納ノ許可スルコトヲ得  
 前條ニ依リ延納ノ許可ヲ得  
 者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於

第四條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行

第五條 本令ノ規定ハ第二條ニ於テ除ク  
 前項ニ依リ延納ノ許可ヲ得ルトスル

者ハ本令施行後三十日以内ニ第一條  
 出願スルコトヲ證明シ所轄稅務署

前條ニ該當スルコトヲ證明シ所轄  
 稅務署ニ出願スル  
 本令ニ依ル被害調査中ハ地租  
 納付ヲ猶豫ス

## 根本正と水戸藩士服部潤次郎

仲田昭一

— 根本正が感激・感動したパリ土産のマッチと時計は、  
パリ万博に派遣された清水昭武に随行した服部潤次郎がもたらした —



(根本正)

### <根本正と時計とマッチ>

慶喜公が、まだ徳川将軍でいらっしゃる時分に、慶喜公の弟さんに徳川民部大輔（昭武）という御方がおられました。この方が即ち水戸の分家であります。そのお子さん（昭武）は今子爵となっておりますが、この御方が、王政御維新以前にフランスの視察に日本使節として出張されました。その時の会計をやっていたのが渋沢栄一君であった。

その慶喜公の弟さんが、フランスへ行って帰って来た時が明治元年の辰年の一寸前、御維新になるかならぬかという境目であったが、その時、私は役所で、御郡奉行の服部潤次郎という人が、日本使節と一緒にフランスへ行って帰って来たのにあった。その人がマッチをすったところが火がついた。あの木の端に火がついたので、どうも言い様がないほどびっくりした。もう一つは、時計を出して見せられた。それがビクビク動いている。木の端から火が出るし、時計という今まで知らないものがビクビク動いているし、どうもこれは大したものだと驚いた。

その時私は気がついたのであります。これはどうもよほど利巧な人が作ったに違いない。そして、その利巧な人は、横文字を読む国の人たちである。これは「どうしても横文字を読まなければ駄目である」と、今から66年前の御維新の少し前に痛切に感じた。その結果、私は英語を学びたいと思った。

<『根本正回顧八十一年』（昭和6年10月25日、銀座協会「東京禁酒会例会講演」）>

### <パリ万博への動き>

慶応元年(1865)3月、フランス公使レオン・ロッシュ(56歳)が着任し、フランスとの軍事・経済・教育面で提携強化を確認しました。この年、幕府は市川又吉ら6名をロシアへ派遣しています。開国して着々と外国文化を採り入れる幕府の姿勢には驚きます。6月、フランス公使レオン・ロッシュから幕府にパリ万博への参加要請がありました。ナポレオン三世は開催に熱望していました。「博覧会を機会として大君の親族を派遣し、外交上の親善をはからせらるべし」と。フランス皇太子は昭武より4歳下です。慶喜はこれを考慮して、同年配の昭武の派遣を決定しました。



(清水家昭武)

7月、慶喜は徳川宗家を継嗣します。この機会に昭武には欧州の文明を視察し、知見を拡めて国家に資する所あらしめようとの考えがありました。幕府始め開明派は英断と賞賛しますが、水戸藩の本圀寺勢は猛反対、「蛮夷の国への渡航は烈公の意思に反する」と。水戸藩の後進性がここに見られます。昭武の派遣案として清水家へ養子とし、水戸家と切り離し策を講じました。

12月9日、昭武は清水家を相続し徳川姓を得ます。(民部大輔旧来の通りで大君慶喜の親弟として外国の帝室より相当の礼遇を得る資格となる)

慶応2年(1866) 正月、昭武は初めて孝明天皇に拝謁し、天杯を賜われます。

7月20日将軍家茂が薨去(21)し、昭徳院と諡号されます。これにより民部大輔昭徳を改め昭武としました。

10月12日 幕府、歩兵頭並川路太郎、儒者中村正直守役に外山捨八・林董・成瀬錠五郎、福沢英之助14名を英国へ派遣。幕府の積極姿勢には目を見張るものがあります。その開明性を讃えたいところです。

慶応3年(1867) 1月3日 昭武宛慶喜文書(読み下し)に慶喜の昭武への期待が窺えます。(『徳川慶喜公伝』巻七)

- 一 博覧会展観後、条約済各国え罷り越し、尋問致すべく候事
- 一 各国尋問済み次第、フランスへ留学致すべし、尤も凡そ三ヶ年ないし五ヶ年ほどの積り相心得、若し学業未だ手に入り兼ね候はば、尚年限相増し申すべき事  
但し、附の者一同も、留学の義心得べく候
- 一 留学中は其の師を重んじ、我意を張り候様の義致すまじく候事
- 一 御国事交これ有る義、風聞承り候共、妄りに動き申すまじき事
- 一 滞在中は、附の者一同一和、聊か一分の私意を立て申すまじき事

1月11日、徳川昭武(14歳)、将軍の名代として仏国パリ万博・留学へ横浜を出発

随行者

外国奉行向山隼人正、 同支配組頭田辺太一、 傳役山高石見守信離、  
陸軍奉行支配調役洪沢栄一(記録・用度会計担当)、 佐賀藩佐野常民以下近侍ら  
及び水戸藩士7名

・小姓頭取菊池平八郎 ・小姓頭取井坂泉太郎 ・奥詰加治権三郎  
・奥詰皆川源吾 ・奥詰大井六郎左衛門 ・奥詰三輪端蔵 ・奥詰服部潤次郎ら

慶喜(興山公)は、弟昭武を将軍後継にと期待。パリ万博展観後条約締結国訪問、後にパリへ戻り留学を進めよと。政治力・人間力の養成を期す。欧州各国紙、昭武の歴訪を大きく報道した。以下はルート。

香港 — 仏領サイゴン — シンガポール — セイロン — スエズー(スフィンクス見学) — 2月マルセイユ着、 3月 パリ入り、ナポレオン三世に謁見

万博終了後スイス、和蘭、ベルギー、イタリア、イギリス(ヴィクトリア女王に謁見)歴訪



(マルセイユでの一行の記念写真、後列左から5人目が服部潤次郎：頭顔半分)

8月6日、パリ発 各国巡歴へ、

スイス・プロシャ・オランダ・ベルギー（ベルギー国王は自らベルギー産の鉄輸入を勧誘、今後は 鉄の時代なりと教示）

・アルプス越え・イタリア・イギリス（ロンドン・ニュースで大きく報道：将軍継嗣問題で清水家を継いだ昭武がその可能性が高いと。「プリンスン」の称号でも紹介。このことは、外国に対して日本の統治者は将軍か天皇かとの問題をより強く提起した）

（この年8月（旧暦）の日記に「ココアを飲む」の記録：日本人初）

9月、英国船でマルセイユ出航、11月22日 パリ帰着

### < 渋沢栄一の着眼・感想 >

パリでの夜餐会 自由なるこだわりのない議論へも驚嘆  
先進技術 農耕機械と紡織機（絹産地出身の故あり）  
貨幣と度量衡の問題にも関心。他国の民族・宗教・思想の別にはこだわらず 新聞の発行：フランスの政情不安を見抜く。

「何もかにも唯嘆息の事共のみに御座候」

スイスでの民兵に感銘、日本の農兵を意識：自らもいわば農兵である。 ⇒ 日本も国民皆兵へ向かへ



(渋沢栄一)

時計の精巧緻密に驚き又電信機への大なる関心を抱く

フランスからイタリア国境を越えての旅に鉄道から馬車への乗り換えには「国運の発展への鉄道の役割重要性」を実感

フランスは日本が英国と親密になりつつある状況に対抗して親密化を図るために昭武公を優遇しているのではないかと観測

フランスの役人コロネルと銀行頭取フロリヘラルトは対等の交流をしている。

合本組織即ち株式制度で発展している。これは官民対等の関係である。官尊民卑の旧例を打破せねばならない。

※ 渋沢の観察眼と先進文明、行政組織等への新鮮な驚嘆は帰国後の諸改革に生かされる。根本正の感受性、実践力に通じるところがある。

### <服部潤次郎ら途中帰国>

渋沢栄一の西洋先進文明を積極的に採用しようとの姿勢と、攘夷精神により昭武警備と西洋かぶれする昭武への警戒姿勢であった水戸藩士の大きな違いに注目したい。使節や留学生として海外に派遣された幕臣や留学生と水戸藩士の違いは大きい。

慶応3年12月21日

向山・箕作・日比野ら外交担当者および病人が出た水戸藩士の中の井坂泉太郎・加治権三郎・皆川源吾・服部潤次郎が帰国の途に就く

慶応4年(1868)1月2日 昭武は外国奉行川勝広道の連絡により慶喜が大政奉還したことを知る。

2月25日 フランスの新聞報道により鳥羽・伏見の戦いで旧幕府軍の敗北を知る。

3月16日 慶喜の手紙到着。政権返上以降の状況や「恭順」姿勢、昭武の留学は継続すべしと。

4月24日 外国奉行栗本鋤雲ら帰国し昭武・渋沢ら7名が残留

この頃の渋沢栄一(28歳)の感慨「徳川昭武書簡草稿」(昭武の立場で記す)

鳥羽伏見の戦いは「至誠の公道」であり天下の所望する所である

戦を始めた後、江戸へ帰府後は「恭順」とは考えが徹底していない。

神祖以降三百年の御鴻業、一朝にして御自棄為されては到底御挽回は成し難し

渋沢栄一の従兄尾高惇忠宛ての書簡(慶応4年4月9日)

王政復古後の国内混乱・慶喜の恭順と水戸での謹慎の状況、自分は渋沢成一郎や平九郎(栄一の養子、戊辰戦争での彰義隊振武軍に。飯能戦争で敗北後故郷へ戻る途中、官軍と戦闘後に自刃:21歳)らと水戸へ陪従しようとの意思を伝える。

5月 新政府より帰国命令。10日間パリ郊外旅行し23日パリに帰着して兄水戸藩主慶篤の訃報を見る(5日間服喪)

(1868年8月(旧暦)の日記に「ココアを飲む」の記録:日本人初)

7月20日 水戸藩庁から帰国命令(清水家から戻し水戸藩主に迎える意向)。

井坂泉太郎・服部潤次郎が迎えとして派遣される旨あり

(服部潤次郎らへの昭武迎えの命令書)

川越近江守

開成所奉行 え

川越近江守  
 開成所奉行  
 覚

水戸殿家来  
 伊坂泉太郎  
 服部潤次郎

右之者共此度  
 民部大輔殿仏蘭西国より御帰国二付、明後（七月）廿二日  
 廿三日之内仏国帰郷船出帆之趣二付、右え乗  
 組彼地え罷越、御同人御供相勤め候様可被達候  
 尤委細之儀八開成所口奉得開成所奉行可被  
 承命候

(渋沢史料館『図録』「渋沢栄一パリ万博へ行く」より)

覚

水戸殿家来

井坂泉太郎

服部潤次郎

右之者共此度

民部大輔殿仏蘭西国より御帰国二付、明後（七月）廿二日  
 廿三日之内仏国帰郷船出帆之趣二付、右え乗  
 組彼地え罷越、御同人御供相勤め候様可被達候  
 尤委細之儀八開成所口奉得開成所奉行可被  
 承命候

右之通水戸殿家来長谷川作十郎（水戸藩奥右筆頭取）被相達候間  
可被及其段候事（井坂、服部の兩名は8月6日パリに到着）

9月4日 マルセイユ出港 11月3日神奈川に帰着。随行者は渋沢・山高ら9名、寂しく不安な帰国（この間、水戸藩内は弘道館戦争など内抗あり）  
（9月8日、「明治」と改元）

### <服部潤次郎>

根本正は、明治2年に南郡方役所勤務とある。豊田家の家僕（いわば家来）中に小太郎は暗殺される。その後、郡方民政局に勤務が可能となったか。これについて、前掲の「回顧八十一年」の中で次の述記がある。

「(天狗は諸生派の殺戮の続くころ)私はまだ17歳くらいの時でありましたが、役人というわけでもないが、今日でいえば「雇い」みたいなようなもので、見習いで南御郡方という役所へ出ておった、一年の給料が粗16俵、即ち二人扶持と金5両とです」

つまり、役所勤めと云っても正式職員ではなく、まさに雇人、臨時職員で雑用係的な存在であったと思える。

服部潤次郎は随行役の際には奥詰とあるが、それ以前に郡奉行を務めた記録は見当たらない。随行した服部および加治が短期間ながら東郡奉行を務めるのは明治2年（月日不明）である。服部は、明治3年に加治と共に大属（上級官吏）となって水戸藩の役人となって廃藩を迎えた。明治3年には「郡務方」の呼称が記録としてある。

根本正は、明治4年の廃藩置県後に水戸を離れて英語を学ぶべく決心し東京へ出て、暫く藤田東湖の長男健の世話を受ける。しかし、藤田健は明治3年に水戸藩の大権惨事となっている。東京在住の藤田健との関係は不確かである。

ともかくも、服部潤次郎がパリから帰国したのは明治元年11月上旬、その後東郡奉行に就任したか。明治3年には郡奉行とは異なる大属となっている。根本正が「郡奉行服部潤次郎」と述べていることからすれば、根本正が土産のマッチと時計を見せられたのは明治2年から3年の間であろうか。その感激・感動を抱きながら江戸へ向けて出立のチャンスを窺っていたことになる。

(参考)

明治3年11月の改革

県令 一 大参事 一 権大参事 一 権少参事 一 大属 一 権大属 一  
少属 一 権小属 一 史生

東郡・西郡・南郡・北郡の四郡制は七部制となる

（野口部、大子部、常葉部、太田部、大久保部、玉造部、大宮部）

12月 大山守（山横目）廃止、

※ この年、服部潤次郎敏和は大属に、藤田東湖の長子健は権大参事となる。

## 【編集後記】

令和2年度は新型コロナウイルスに始まり、新型コロナウイルスに終わります。

人類は紀元前から天然痘やペスト、100年前のスペイン風邪、アジア風邪、香港風邪、2000年代には、SARS、新型インフルエンザ等苦しみながらそれを乗り越えてきました。同様に新型コロナウイルスも何れ終息することでしょう。

この新型コロナウイルスにより、世界の中の日本が見えてきました。経済は世界3位ですが、日本のマスク等生活必需品の海外依存、IT技術の普及遅れや政治のもたつきが露呈して、先進国日本と自負してきましたが「日本このままで大丈夫？」とあってしまいます。

今回の公開講座は、根本正が気象災害被災者を救済する法律制定に尽力する姿を顕彰しました。明治・大正時代も日本は災害が絶えない中、国民の立場に立ち、救済や復興・災害防止に力をつくしました。

私たちが国に頼るばかりはなく、災害に遭った時は何をすべきか、どんな手順で行動するかいつも念頭に置いて自分で自分を守りまた地域内で助け合いが出来るよう備えておきたいものです。

根本正顕彰会では、8月の顕彰フェスティバル・2月の公開講座は実施できませんでしたが、総会・講演会・ゆかりの地を訪ねる旅・公民館祭りなど大きな事業は、コロナ感染防止の観点から中止せざるを得ませんでした。誠に残念です。来年度に向け顕彰会活動が順調に出来るようお願いしながら準備を進めています。

会員の皆様、ワクチン接種の普及が進み、コロナ禍が過ぎるまでもう少しの辛抱です。ご自愛くださいますように。

(横地富子 記)



今年の大河ドラマ  
「青天を衝け」の  
舞台になる弘道館